【飲食店以外の施設（特に大規模な集客施設）への要請・協力依頼】

	施設の種類	施設の例	要請・協力依頼内容
要請・協力依頼内容	商業施設	大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店など物品販売業を営む店舗	◆次の感染防止対策を実施する。（特措法第31条の6第1項） ・入場をする者の整理等 ・入場をする者に対するマスクの着用の周知 ・感染防止措置を実施しない者の入場の禁止 ・会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置（飛沫を遮ることができる板等の設置又は利用者の適切な距離の確保等）　など ◆カラオケ設備の提供を行う場合、利用者の密を避ける、換気の確保等、感染対策の徹底を行う。（協力依頼）
	遊技施設	パチンコ屋、ゲームセンター　など	
	遊興施設	性風俗店、勝馬投票券発売所、場外馬（車・舟）券売場　など	
	サービス業	スーパー銭湯、エステサロン　などサービス業を営む店舗	
	劇場等	劇場、観覧場、映画館、演芸場、プラネタリウムなど	
	集会・展示施設	集会場、公会堂、展示場、貸会議室、文化会館　など	
	ホテル・旅館	ホテル、旅館（集会の用に供する部分に限る）	
	運動施設 遊技施設	野球場、陸上競技場、スポーツクラブ、テーマパーク、遊園地　など	
	博物館等	博物館、美術館　など	

【事業者への要請・協力依頼】

要請・協力依頼内容

◆業種別ガイドラインを遵守する。（特措法第24条第9項）

◆職場においては、感染防止のための取組や「三つの密」等を避ける行動を徹底する。特に職場での「居場所の切り替わり」（休憩室、更衣室、喫煙室等）に注意する。また、「感染リスクが高まる「5つの場面」」を避ける行動を徹底する。（協力依頼）

◆職場への出勤等について、人の流れを抑制する観点に加え、業務継続の観点からも、出勤者数の削減の目標を定め、在宅勤務（テレワーク）の活用や休暇取得の促進等の取組を推進するとともに、接触機会の低減に向け、職場に出勤する場合でも時差出勤等を強力に推進する。（協力依頼）

◆道民生活・道民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者及びこれらの業務を支援する事業者においては、「三つの密」を避けるために必要な対策を含め、十分な感染防止策を講じつつ、感染者や濃厚接触者が発生し、欠勤者が多く発生する場合においても、事業の特性を踏まえ、業務を継続する。（協力依頼）

◆事業活動への影響を最小限に抑え、迅速な事業の再開を目指す事業継続計画（BCP）の点検、策定など、事業継続に支障が起きないための必要な取組を行う。（協力依頼）

【事業者への要請・協力依頼②】

要請・協力依頼内容	（保育所、認定こども園等において） ◆職員や保護者のマスク着用、遊具等のこまめな消毒などの基本的対策を徹底する。（特措法第24条第9項） ◆感染リスクの高い活動を避けるとともに、少人数に分割した保育、保護者参加の行事の延期等を含め大人数での行事を自粛する。（特措法第24条第9項） ◆発育状況等からマスクの着用が無理なく可能と判断される児童については、可能な範囲で、一時的に、マスク着用を促す。（満2歳未満児のマスク着用は奨めず、低年齢児については特に慎重に対応する。）（協力依頼） （高齢者施設等において） ◆レクリエーション時のマスク着用、送迎時の窓開け等、「介護現場における感染対策の手引き」に基づく対応を徹底する。（特措法第24条第9項） ◆面会者からの感染を防ぐため、オンラインによる面会の実施も含めた対応の検討や通所施設において、動線を分離するなど、感染対策をさらに徹底する。（特措法第24条第9項）

【学校への要請】

要請内容	◆衛生管理マニュアルに基づき、学校教育活動、学生寮における感染防止対策を徹底し、感染防止対策を講じてもなお、感染リスクが高い活動は行わない。（特措法第24条第9項） ◆児童・生徒と同居家族の感染状況を即時に把握し、学級・学年・全校での迅速かつ幅広な休業等の措置を講じる。この場合において、オンライン学習等により学びを保障するとともに、留守番が困難な児童の居場所を確保する。（特措法第24条第9項） ◆集団宿泊的行事（修学旅行、宿泊学習等）は、感染リスクの高い活動は実施を慎重に検討するとともに、保護者の意向や旅行先の受入の可否を確認した上で実施する。ただし、道外の緊急事態措置区域やまん延防止等重点措置区域は旅行先としない。（特措法第24条第9項） ◆部活動は、活動を厳選（時間、人数、場所、活動内容）して、感染防止対策を徹底の上、実施し、これによりがたい場合は休止する。また、健康状態の多重チェックを行うとともに、感染防止対策の全校指導体制を確立するほか、学校が独自に行う他校との練習試合や合宿等は行わない。（特措法第24条第9項） ◆大学、専門学校等では、感染防止と面接授業・オンライン授業の効果的実施等による学修機会の確保の両立に向けて適切に対応する。また、学外活動等に係る感染対策や学生等への注意喚起を徹底する。（特措法第24条第9項）

【公立施設】

公立施設	◆業種別ガイドライン等に基づき、地域の感染状況に応じて、入場者の整理など感染防止対策を徹底する。

〔参　考〕 水際対策の緩和

緩和開始日	令和4年3月1日より段階的に緩和
入国者の待機期間	7日間の待機を原則※ ※3日目の検査で陰性が確認された場合、それ以降、待機不要
	〔オミクロン株に係る指定国・地域〕 検疫所の確保する施設での待機期間　3日間 〔ワクチン3回目追加接種者〕 （指定国・地域）　検疫所の確保する施設での待機に代えて自宅等待機 （非指定国・地域）自宅等待機免除
外国人の新規入国	受入責任者の管理の下、観光目的以外の入国を認める
入国者総数の上限	1日当たり3,500人目途⇒5,000人目途に引き上げ

〔参　考〕 感染者の療養期間・濃厚接触者の待機期間

	入　院	自宅等	
		有症状	無症状
感染者	発症した日の翌日から10日間 かつ症状軽快後72時間経過など	発症した日の翌日から 10日間かつ症状軽快後 72時間経過など	検体採取日の翌日から 7日間 10日間経過まで検温等の健康観察

	同居者以外	同居者
濃厚接触者	感染者と接触した日の翌日から7日間	次のいずれか遅い方の日の翌日から7日間※ ※他の同居者が発症した場合は改めてその日の翌日から起算 ●感染者の発症日（無症状の場合は検体採取日） 〔感染対策を行っていることが前提〕 ●感染者の発症により住居内で感染対策を講じた日

社会機能維持者は5日間
（次のいずれかの自費検査で陰性確認が必要
●抗原定性検査で4日目と5日目に陰性を確認
●PCR検査又は抗原定量検査で5日目に陰性を確認）

10日間経過まで検温等の健康観察　　感染者の療養終了まで検温等の健康観察